平成２６年（フ）第１１６号
宮城県栗原市志波姫荒町北36番地　コーポひまわりＢ
債務者　佐藤　　仁
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第１２８０号
埼玉県上尾市大字上野81番地３　佐藤方
債務者　秋本　　稔
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１３１３号
埼玉県川口市赤井４丁目34番29号　シャルマンＢ101号
債務者　渡邊　美恵
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１３１５号
さいたま市岩槻区大字南辻49番地
債務者　鈴木　美穂
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１号
埼玉県草加市草加４丁目５番１―210号
債務者　石井　紀行
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第５号
埼玉県三郷市彦成３丁目14番２―404号
債務者　藤江　善道
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第７号
埼玉県越谷市大字下間久里446番地６　サンフラットＢ202、旧住所埼玉県越谷市大字下間久里290番地２　プレジデント深田１―203
債務者　松本　悦子
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第９２５号
千葉県浦安市堀江６丁目２番18号　ロールベール103
債務者　石塚　勝彦
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９３４号
千葉県浦安市今川３丁目10番５号　アーバンハウス202
債務者　鈴木　仁美
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９５２号
千葉市花見川区幕張町５丁目229番地６
債務者　佐々木登代子
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９５３号
千葉県市川市本北方２丁目３番10棟105号　中山団地
債務者　松本久美子
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９７２号
千葉県習志野市袖ケ浦２丁目３番４―209号
債務者　佐藤レオニサこと　ＳＡＴＯ　ＬＥＯ　ＮＩＳＡ　ＤＥ　ＬＥＯＮ
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９８８号
千葉県市川市柏井町１丁目1229番地の21
債務者　本松　寿士
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９９６号
千葉市中央区都町１丁目２番25号
債務者　梅田　和子
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１００４号
千葉県船橋市高根台６丁目32番１号　α―ＮＥＸＴ高根第１―205号
債務者　フロレス　デュロン　ロウルデス　カタリナ（ＦＬＯＲＥＳ　ＤＵＲＯＮ　ＬＯＵＲＤＥＳ　ＣＡＴＡＬＩＮＡ）（旧姓ロウルデス　ナカノ（中野）ＬＯＵＲＤＥＳ　ＮＡＫＡＮＯ）
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１０１７号
千葉県八千代市八千代台東５丁目24番13号
債務者　村田貴久子
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係